

# e-Learning 教材開発研究班の報告

野口昌宏

1. 本研究班は、従来の教科書・参考書による勉学から、ITの利用によるビジュアルな教材・資料の提供によって、学生の勉学に対するモチベーションを高め、また法律学分野における従来の演繹的な授業から、帰納的な授業を目指して e-Learning 教材（図、画像、Web、ビデオなどのビジュアルな教材）の開発により、興味を引き出す授業、分かる授業を展開することを目的として、今年度から研究を始めた。

研究班のメンバーと一応の研究分担は以下の通りである

野口 昌宏（法学部法律学科教授） 民法総則・物権法の教育技法と教材開発

瓜生 洋一（法学部政治学科教授） 西洋政治史の教育技法と教材開発

山口 志保（法学部法律学科助教授） 債権法の教育技法と教材開発

松原 孝明（法学部法律学科講師） 債権法・不法行為法の教育技法と教材開発

江口 幸治（埼玉大学経済学部講師・法学部民法担当非常勤講師）

民法総則の教育技法と教材開発

2. 法律学および政治学における e-Learning 教材開発の研究目的

本研究班は、情報技術を活用した法学部における法律学および政治学における授業で利用するためのコンテンツを作成することを目的としている。情報技術は、今日では大学教育の分野で教育環境としてハード的には導入が進んでいるが、それを活かす情報技術を活用した授業のコンテンツの本格的な提供はまだ少ない。

そこで、大学に入学して各学科の勉学に徐々に興味を示しつつある学生達に、いかにモチベーションを高める授業を行うか検討する。たとえば、これまでのように高校時代に学んだ経験のない法律を無理に覚えさせる授業から、e-Learning を利用して興味を引き出しつつ教育する技法の意義が大きいと考える。特に論理学を理解しない最近の学生には、これまでの伝統的な演繹的講義（多くの教科書はいまだにこれが多いが）から、帰納的な講義の方がむしろ向いているとも考えられる。

したがって、ITを利用した法律学や政治学の e-Learning 教材を開発して、これを大東大の Web に載せて、自学自習に提供する、あるいは法律相談の場面のビデオを作成して講義で利用

することによって、学習の効果を上げる技法を検討したいと考えている。

他方、2009年から裁判員制度が導入されるが、それに対応した法および法学の啓蒙的教材コンテンツが未だ欠如している。また従来の法学教育は、トップダウンの抽象的な知識の伝達に終始していて、最近の学生が興味を持って主体的に学ぶには不向きであるともいわれている。これらを実現するためには、①専門科目について知識の全くない者（初学者）に対して、分かりやすく興味を持てる入門教材の開発、②事例問題をリアルに表現するために事例を表現するビデオ教材の開発、③現状では限られた学生のみが受けることができる教室での講義を、ビデオで録画しセンターに登録することにより、オンデマンドで広い範囲の人々が学ぶことができるようにする、テレビ会議システムにより、講義中に外部の専門家に参加して発言してもらうなどが考えられる。

このように、これまでの伝統的な教科書による講義から、ITを利用した法律学および政治学のe-Learning教材を開発して、学生の自学自習あるいは講義で利用することによって、学習の効果を上げる技法を検討するものである。

### 3. 研究方法

e-Learning教材開発の具体的計画は、以下の通りである。

教材開発の技法と教材をどう提供するかというコンセプトの検討を行う。

具体的には、以下のことが考えられるが、これを全て研究して開発することは無理であるから、当面は①～④までを具体的に研究する。将来的に⑤～⑩を実行するための技術的な基礎を研究する予定である。

- ① 民法の授業では、法律問題の事例（出来るだけ生の事実）を示して問題を考えさせる（プロブレムメソッド）。
- ② 事実の例示として、両者の事実の主張を交互に主張させることによって、学生は法律要件や条文が分からなくても事実を引きずられないで、事実から問題を分析して要件事実を把握でき能力を養う（パワーポイントや法律相談場面のビデオの利用）。  
⇒教員の言ったことを頭から信じないように自分で考えることを訓練する。
- ③ Web上に教材を提供し、タイトルをクリックして、教材のデータ（資料、判例、文献など）にアクセスする（オンデマンドを利用する）。
- ④ Web上に授業科目の情報（授業解説、用語解説、資料、関連教科書の頁など）を掲載したページにタブを付けて、そのタブをクリックして順に開くことによってより講義を理解できるようにする。
- ⑤ オンデマンド接続による電子ディスカッション（学外の専門家に参加してもらう）。

- ⑥ 講義情報データベースとして、「インボックス」を設けて各講義のトピックスの情報を提供する。
- ⑦ デイリー・ノーリッシュメントの開発（毎日、簡単な問題を並べて、回答をクリックすると回答が出てくるようにして学力を養う）。
- ⑧ 授業情報には、添付ファイルがある、事前の宿題がある、事後のまとめの宿題がある、などの情報を載せておく（授業の予習情報→説例→解説）。
- ⑨ パワーポイントで、判例の事実関係の原告・被告、家、土地などを貼り付けるようにする（将来的には、ホワイトボードをやめて液晶ボードにすると良い、テレビのお天気ボードと同じ）。＝将来的な方向
- ⑩ デスカッションデータベースを作成する（学外の企業法務や業界の専門家にも参加してもらう）。

#### 4. 研究会

今年度第1回研究会において、各自が現在取り組んでいるe-Learning教材をそれぞれ持ち寄って報告してもらい、今後の研究の方向を検討した。

野口は、民法総則の授業において学生が学ばなければならない判例について、事実関係や事件現場の写真をWeb上に掲載して、授業の補助教材としている事例を報告した。

瓜生教授は、西洋政治史の授業における「20世紀フランスの政治史を考える」ための教材について、立憲王制、フランス王制体制の変遷・多様性および専門用語解説などをパワーポイントを利用したビジュアルな貴重資料を示しながら進行する授業の例示を報告した。

松原講師は、民法の講義におけるパワーポイントの活用事例として、不法行為法の授業における事実関係を図式して示すことによって、①判例の事案やその他具体的事例、②判旨の内容、③考え方の道筋などを理解させる事例を報告した。

江口講師は、ゼミの授業におけるWeb環境とPDFによる資料提供の事例を報告され、ゼミ生のゼミ報告レジュメの作成やゼミ生が提出した卒論のタイトルと論文要旨などをWebで提供しならゼミを行なっている事例を報告した。

第2回研究会においては、e-Learning教材開発の提案として、第1に、戦略的なステップを配置する必要として、①学生の水準と教授内容との対比を吟味する、②どの点がつまづきやすいのか、どの点に分からないのか、どの点に分かりにくいのか、どこまで修得させるか、などを抽出する、③それをどのように提供し（画像、レジュメ・解説のテキスト、練習問題など）、どのようにフィードバックさせるのか（レポート、小テスト、自己診断テストなど）の検討の

必要、④Web上のハードディスクに、講義終了後に講義資料や講義のレジュメなどを1週間程度掲載して、学生がそれをダウンロードして講義中に自分のノートが正しく取れているかの確認と事前学習や事後の復習に利用できるようにする（1週間後には、前の資料を消去して次の授業の資料を提供することにして、復習を強制する）、⑤講義資料をファイル転送して、学生にCD-ROMに焼かせる、などの方法が検討された。

第2に、他大学（たとえば神奈川大学、南山大学、名古屋大学など）のIT教材の活用方法とIT機器の利用の効果について報告がなされた。

（文責 野口 昌宏）